

# 外国人技能実習生受入れのご案内

## 外国人技能実習制度とは？

我が国で培われた技能・技術・知識を開発途上地域等へ移転することにより、諸外国の人材育成や経済発展に協力することを目的として創設された国際協力のための制度です。ビルメンテナンス業として、日本の国際貢献に寄与するためにも、当協会は実習生に寄り添った監理団体を目指しています。そのため技能実習生を受入れていただく企業様の協力が必要不可欠となっているのです。



※ 実習生の希望があれば、最長5年



## 実習生の待遇

### 採用について

1企業当たり2名以上からの採用をお願いします。採用する人数に対して2~3倍の候補者の中から選考していただきます。

### 日本語レベル

採用が決まれば、約6ヶ月間、入国後は約1ヶ月間、日本語、生活習慣、ルール、マナー等を学びます。

- ・賃金は、都道府県の最低賃金を下回らないよう設定してください。
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険も加入の対象となります。
- ・家賃、水道光熱費は企業負担、実習生負担どちらも可能です。  
(ただし、実習生負担の場合は上限があります)

### 受入れ資格要件

知事登録の1号「建築物清掃業」もしくは8号「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。

### 諸費用

監理費用など、詳しくはお問い合わせください。

### 準備するもの

- ・雇用契約書、雇用条件書など契約に必要な書類。
- ・損益計算書、貸借対照表。
- ・技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の履歴書。
- ・住居、生活に必要な家電の確保。



受入れをお考えの企業様は、改めてお時間をお取りしご説明させていただきます。  
京都協会事務局 (TEL 075-606-1258) までご連絡ください。

